

議会運営委員長

榎本雄一 殿

議会制度のあり方検討会

座長 佐竹 としこ

請願・陳情提出者の意見陳述について（答申）

本検討会に諮問のあった請願・陳情提出者の意見陳述に関する内容について、下記のとおり答申いたします。

記

江東区議会においては、請願・陳情提出者の意見陳述を行ってはいないが、提出者に説明を求めたい場合は参考人として委員会への出席を求めることができる。

また、状況に応じて、正副委員長が提出者に審査状況の説明等を行っているほか、提出者が付託先の委員会の委員へ内容の説明等を行いたい場合は、それぞれの議員が応じているところである。

上記の理由から、現行の運用でも提出者の意見を聞く機会は十分に確保されているため、改めて制度を設ける必要はないとの結論で、大方の委員の了承が得られたところである。

しかし、提出者に対しては、現行の運用について十分な周知に努める必要がある。

なお、協議の中で、提出者の意見を聞く機会が確保されているとは言えず、制度として意見陳述の機会を保障すべきとの意見があったことも申し添える。